

I 保育教育環境の全体像をとらえる

チェック欄：チェック項目全体を通しての現状を把握する。

- ◎ 実施できている
- ほぼ実施できている
- レ 今後実施予定

現状把握欄：評価のポイントに対して、園や保育専門職自身の現状を把握(チェック)する。

- ★ 強み(園や保育専門職自身が力を入れて取り組んでいる。特化して頑張っている。)
- ◎ 実施できている。
- * 今後の課題・目標(今後取り組んでいきたい。今後取り組みが必要。)

大	小	チェック欄	チェック項目	チェック項目の説明	現状把握	評価のポイント	言葉の意味・ワンポイント・参考例
1	子どもを取り巻く保育教育内容		1) 保育教育の計画及び評価について理解しているか。	①「全体的な計画」、「教育課程」 ^{*1} が編成されているか。		保育教育理念や方針に基づき作成している。	*1 全体的な計画、教育課程 「児童憲章、児童福祉法、子どもの権利に関する条約等をふまえ、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて編成します。施設長の責任の下に、関係職員が参画し、保育、教育の目的を長期的な視点で捉えた保育教育の根幹をなすものです。幼稚園教育要領では全体的な計画は、教育課程と様々な計画を関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成することとあります。 *2 わらいと内容 各領域ごとに、心情・意欲・態度として示されているが、到達目標ではなく、保育教育生活全体を通して、子どもがさまざまな体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものである。「内容」はそれらを達成するために保育専門職が援助し子どもが自ら環境にかかわるなかで身に付けていくことが望まれるものです。【出典・参考保育用語辞典第8版】
						家庭の状況や保育教育時間、地域の実情などを考慮して編成している。	
						保育開始から修了(卒園)までの発達の見通しをもって作成している。	
						具体的なわらいと内容 ^{*2} が組織されている。	
						施設内の保育専門職等に周知している。	
						保育実践をもとに定期的に評価を行い、次の編成に活かしている。	
				②保育教育において育みたい3つの資質 ^{*3} と能力について理解しているか。		「①知識及び技能の基礎 ②思考力、判断力、表現力等の基礎 ③学びに向かう力、人間性等の涵養」といった育成すべき資質・能力が育まれるよう留意している。	
				③乳児期(満1歳未満) ^{*4} における保育の記載が充実しているか。		環境を通して、3つの視点「健やかに伸び伸びと育つ 身近な人と気持ちを通じあう。身近なものとの関わり感性が育つ」を一体的に育む取り組みがある。	
				④1歳以上3歳未満児の保育に関する記載が充実しているか。		幼児期の成長を意識し、5領域 ^{*5} をもとにした保育教育計画を立てている。	
				⑤幼児教育の(3歳以上児)の積極的な位置づけがあるか。		幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿) ^{*6} が幼児期にふさわしい生活や遊びを通して育まれるように留意している。	
				⑥計画を作成する際には、地域性や多様なニーズ ^{*7} に対応したものととなっているか。		地域の特性、季節、施設の特性(保育教育時間、障害児保育等の特別保育事業)、園児(発達、障害、外国籍児、虐待等)に対する記述がある。	
				⑦「全体的な計画」、「教育課程」と指導計画、日々の保育教育の整合性があるか。		年間計画、(期計画)、月間計画、週計画、日案、保育日誌、乳児保育日誌とつながりがある。	
				⑧保育教育実践を記録するとともに、評価、省察し保育教育内容の見直しや改善を図っている。		見直しは施設長が中心となり、保育専門職全員が参加して行っている。	*4 乳児期(満1歳未満) 保育所保育指針第2章「保育の内容」 「乳児保育に関わるわらい及び内容」参照。身体発達と身近な人との愛着関係、身近なものとの関わりで育まれる精神的発達が著しく発達する時期を示します。
						定期的に、適宜必要に応じて見直しを行い、園児や保護者、保育教育形態に即したものに改善している。	
				⑨保育教育計画は保育教育全般にかかわる事項について配慮しているか。		生涯発達の観点に基づき、日常の遊びや生活の体験を通して主体的に自分で考え行動するものになっている。	*5 領域 幼児の発達を総合的にとらえる5つの視点のことです。改訂保育所保育指針では3歳未満児の保育の記述が充実しました。
						保育教育開始時には、子どもが安心して保育教育施設の場に馴染んでいくように配慮している。	
						障害児への保育教育内容に配慮があり、障害に応じた環境を整備している。	*6 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿) 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の2017年の改訂(改定)において新たに記述されました。3つの資質・能力を柱とし、小学校就学前の子どもの具体的な姿として定められました。 幼児期に完成するものではなく、向かっていく、なっていく姿をして捉えることが必要です。
						子ども同士、国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるように配慮している。	
			2) 子どもの発達 ^{*8} について理解しているか。	①乳幼児期の発達の特性を理解し保育教育しているか。		発達評価に基づき、一人一人の子どもの記録が整理されており、根拠のある保育教育実践の取り組みがある。	*7 地域性や多様なニーズ 保育教育施設の地域性や独自性が反映されているか。現代においては多様なニーズに対する柔軟な対応や、準備が保育教育には求められています。
				②生活の連続性に配慮して保育教育をしているか。		一人一人の発達の特性を大切にした援助を乳児期から就学前まで継続的に援助している。	
			3) 養護 ^{*9} について理解しているか。	①生命の保持を保障する環境を整えているか。		一人一人の子どもが健康で快適に過ごすための環境への取り組みがある。(食事、排泄、午睡、休息)(屋内屋外)	*8 子どもの発達 個人差への配慮や柔軟な支援には「定型発達」の理解が必要です。一般的な発達と比較するのではなく、一人一人の子どもの発達を「個性」ととらえ、支援していくことが必要です。
						一人一人の子どもの生理的欲求が十分に満たされるような保育教育環境への取り組みがある。(食事・排泄・午睡・休息等)	
				②情緒の安定を保障しているか。		子どもの人格を尊重し、子どもが安心して過ごすための関わりの質向上の取り組みがある。(個別性の高い関わり)	*9 養護 保育所保育指針第3章参照 「養護」は保育所保育の特徴であり、教育と一体に展開する保育の原理であり、「子どもの生命の保持、及び情緒の安定を図るために保育専門職等が行う援助や関わり」と定義づけられています。 ・「生命の保持」は子どもの生存権の保障を表し、日常の健康状態や食事、睡眠の状況を把握することや衛生的な環境や事故防止に細心の注意を払うこと等が示されています。「生命の保持」に関わる保育の内容は、領域「健康」と深く関連しています。 ・「情緒の安定」は、子どもが十分に自己を発揮し、自己肯定感や人への信頼感の育ちにつながるものです。個々の子どもの状況に応じて、受容的な雰囲気と関わりの中で心を豊かに育てることが示されています。「生命の保持」と相互に関連し、領域「人間関係」の事項を深く関わっています。 参考「保育用語辞典第8版」ミネルヴァ出版
						一人一人異なる子どもの生活背景を受け止め、緩やかな生活リズムで過ごせるように配慮している。	
			4) 子どもの健康支援について理解しているか。	③養護と教育の一体化について理解しているか。		年齢や発達に応じて安心安全に過ごす環境を整え、子どもの学びを保障する取り組みがある。	*10 アレルギー疾患 「気管支炎喘息」「アレルギー性結膜炎」「アトピー性皮膚炎」「アレルギー性鼻炎」等について「生活管理指導表」の記載に基づき疾患ごとに対応します。 エビベンを預かる際には「緊急時個別対応表」を作成します。
						行き届いた養護のもとに教育の土台があることを理解している。	
				④子どもに対する健康支援を積極的に行っているか。		子どもへの健康支援や健康増進のために、保健計画を整備している。	
						定期的・継続的に成長発達を把握し保護者と共有している。(健康診断結果、発達曲線の活用等)	
			5) 保育教育の内容について理解しているか。	①子どもの健康状態並びに発育及び発達状態を把握しているか。		子どもの状態を観察し、疾病が疑われたり傷害が認められたりする場合は、嘱託医と相談並びに看護師等の専門性を生かした対応を行う体制がある。	*11 与薬 保育所保育指針第5章「与薬の留意点」参照
						不適切な養育が見られた事例は、写真、記録を保存し、施設内で共有している。必要に応じて関係機関と連携する体制がある。	
				②子どもに対する健康支援を積極的に行っているか。		嘱託医による定期的な健康診断や毎日の健康観察を行い、子どもの健康状態を把握し、保育教育に反映させている。	
						保護者に向けて、日々の施設での健康状況や健康診断の結果の発信、予防接種の勧奨などを行っている。	
			5) 保育教育の内容について理解しているか。	④疾病等への対応について把握しているか。		保育教育活動中に体調不良や傷害が発生した場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医やかかりつけ医に相談し、看護師等とともに対応を図っている。	
						子どもの感染症歴、予防接種歴を把握するとともに感染症の発生やその疑いがある場合は、必要に応じて嘱託医、自治体、保健所等に連絡し、指示に従っている。また、感染予防等について保護者に発信し連携している。	
						アレルギー疾患 ^{*10} を有する子どもの保育については、保護者と連携を密にとり、家庭での様子やかかりつけ医の診断内容なども職員全員で共有している。また、園の体制構築など、保健的で安全な環境の整備を行っている。	
						子どもの疾病や怪我等の事態に備え、救急用の薬品・材料等を適切に管理し、嘱託医、看護師の指導のもと全保育専門職が対応できるようにしている。	
						与薬 ^{*11} を行う場合、与薬依頼書、受付者、保管場所等、与薬のマニュアルが整備されている。	
						一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応 ^{*13} を行っている。個別指導計画を作成し、子どもの成長発達を踏まえた保育教育を実践している。	

					一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、生理的・心理的欲求を満たし、愛情をもって応答的に関わる ^{*14} 体制がある。(担当制保育等の個性性の高い関わり)	^{*12} 乳児保育 児童福祉法では「満1歳に満たない者」を乳児と規定しています。乳児は心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いので、保護者との密接な連携をとり、一人一人の発育や健康状態を観察し、適切な対応が必要となります。 乳児とは1歳未満児を指しますが、保育現場では3歳未満児の保育を乳児保育としてきた経緯もあります。乳児期の保育は、生理的欲求に関して子どもの思いに気づき、応答的な関わりをすることが大切です。保育所保育指針第2章1.「乳児保育に関わるねらいと内容」参照
					発達に応じて粗大活動を十分に楽しむことができる安全な環境を整えている。	
					経験を通した学びを意識した保育教育環境(遊具や道具)を整え、保育専門職が意図的な関わりの取り組みがある。	
					保護者との信頼関係をもとに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援を行っている。	
②1歳以上3歳未満児に関わる事項について配慮しているか。					体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。	
					食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、個性性の高い援助を行い、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	^{*13} 保健的な対応 保健的な対応には、日々の健康状態の把握が必要で、「いつもと違う」様子が見られた場合に早期に対応することです。
					探索活動 ^{*15} が十分できるように、事故防止に努めながら粗大運動を経験する環境を整え、体験を大切にした保育教育実践を行っている。	
					子どもの自我の育ちを見守り、気持ちを受け止めるとともに、保育専門職が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達との関わり方を遊びを通して体験することを大切にしている。	^{*14} 愛情をもって応答的に関わる 子どもが保護者等以外のおとなと信頼関係を築き、安心して園生活をおくることが重要です。特定の保育専門職が応答的に関わるのが乳児保育実践上必須です。
					遊びを通して「学ぶ」ことを大切にしている(保育環境・関わりの質)	
③3歳以上児に関わる事項について配慮しているか。					子どもが安全や自分の体の健康 ^{*16} に関心を持ち、生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けるように努めている。	^{*15} 探索活動 探索活動とは、歩行獲得のこの時期に、保育専門職等との信頼関係の下、子ども自身が身近な環境に働きかけることであり、外界への興味、関心を育て、環境との相互作用を誘発します。身近な人との関わりにおいて、応答的な関わりを基盤に、自分で選んだり試したりすることが大切です。
					子どもが自発的に遊ぶ学ぶ環境 ^{*17} や、学びたい意欲を助ける環境がある。	
					全身運動 ^{*18} を楽しむ場や機会が日常的にあり、自分の目標に向かって取り組むことができるように努めている。	
					感情のぶつかり合い ^{*19} やいさかいなど、葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、互いに必要な存在であることを実感できるよう支援している。	^{*16} 健康 領域「健康」参照 健康な心と体を育て、自ら健康な生活を作り出す力を養うことを目指します。肉体的健康だけではなく、精神的(気分が落ち込んでいる、嬉しい、悲しい等)、社会的(友達との関係等)を保育専門職は配慮する必要があります。(1947WHO憲章の健康の定義より)
					生活や遊びを通して人との関わり ^{*20} 方を体験する場や社会のルールや決まりがあることの大切さに気づく機会がある。	
					身近な自然にふれ、不思議に感じたり知りたいと思う気持ちを育み、遊びの中で数や文字に対するなど様々な関心 ^{*21} を育む取り組みがある。	^{*17} 環境 幼稚園教育要領(2017)では「環境を通した教育」が示されました。日本の幼児教育の共通原理です。環境は人的環境(人との相互関係)、物的環境(空間)、時間、雰囲気のことを言います。子どもが思わず遊びたくなる環境、試したくなる環境を準備することが保育者に求められます。
					子どもの発達や興味に応じて言葉 ^{*22} の獲得や言葉に対する感性を磨く取り組みがある。(言葉や文字に親しむ。児童文化財にふれる等)	^{*18} 全身運動 文部科学省「幼児期運動指針」参照。月齢差などの個人差の影響を考慮行います。楽しく体を動かすことが大切です。
					感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現 ^{*23} できるよう、保育教育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意している。	
					自分が感じたことや思ったことを表現する喜びを味わう環境や取り組みがある。	
					幼児期の学びを小学校以降の学習の土台と捉え、ふさわしい活動を組み立てている。	^{*19} 感情のぶつかり合い 感情のぶつかり合いは子どもにとって必要な経験であり、自己主張したり相手の感情に気づいたりする貴重な機会となります。重要なのは保育専門職等の関わりです。
④主体的な保育教育が展開されているか。					月齢・年齢、興味や関心に応じて子どもが自分で生活、活動できる取り組みがある。	
					好きな遊びを選んで遊ぶ、友達と一緒に遊ぶ、継続して遊ぶ場や機会が保障されている。	
⑤非認知能力 ^{*24} を育む保育教育内容になっているか。					自分なりの目標に向かい、試したり工夫したり試行錯誤できる環境が日常的にある。	^{*20} 人との関わり 人と親しみ、支えあって生活するために自立心を育て、人と関わる力を養うことを目指します。
					対話を通して子どもの発想に伝え、考えを深める支援がある。	
					子どもの個性や自己決定を大切する取り組みがある。	^{*21} 様々な関心 領域「環境」参照 周囲のさまざまな環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れることを目指します。
					非認知能力の育ちの評価基準を保育専門職間で共有し、支援の改善を行っている。	
6)食育 ^{*25} の推進について理解しているか。	①乳幼児期にふさわしい食生活の展開、子ども自身が主体的に食育活動に参画する体制があるか。				食育計画 ^{*26} を作成し、乳幼児期にふさわしい食生活の展開と主体的に食育活動に参画できるようにしている。	^{*22} 言葉 領域「言葉」参照 経験したことや考えたこと等を自分なりの言葉で表現し話を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚を養うことを目指します。
	②子ども自ら食育に関わる機会があるか。				食育における保育教育施設が目指す子ども像、目標が明記されている。	
					毎日の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、身近な人と食に関わる機会がある。	^{*23} 表現 領域「表現」参照 感じたこと、考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにすることを目指します。
					年齢や発達、季節や地域、子どもの興味関心に応じた食育活動を実施している。	
	③食物アレルギー等、特別な配慮が必要な子どもへの対応を行っているか。				その日の子どもの状態に応じて、食材や調理法を可能な限り柔軟に対応する体制 ^{*27} がある。(体調不良、生活リズムの乱れ等)	^{*24} 非認知能力とは「学力の3要素」のうち、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」の2要素が「認知スキル」、残りの「学びに向かう力・人間性等」が「非認知的スキル(社会情動的スキル)」に相当すると考えられています。3つに分類され①目標の達成(忍耐力・自己抑制・目標への情熱)②他者との協働(社会性・敬意・思いやり)、③感情のコントロール(自尊心・楽観性・自信)に分けられます。この二つのスキルは相互作用し、バランスよく身につけることが必要です。OECD2015「学びにむかう力」より
					特別な配慮を必要とする子どもの食事提供 ^{*27} をしている。(機能障害、宗教食など)	
					食物アレルギー ^{*28} 児に対して、医師の診断による生活管理指導表、保護者との協議記録が継続的に整理されている。	
					養育者、施設長、担任、調理担当者など子どもに関わる保育専門職が情報を共有し、周知徹底している。	
					誤配膳や誤食を防ぐための方策を講じている。(トレー、食事場所、清掃等の徹底)アナフィラキシーショックへの対応を行っている。(エピペン、抗アレルギー薬)	^{*25} 食育 食育基本法(2005)に基づき、「改訂保育所保育指針」は健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成とその基礎を培うことを目標としています。文部科学省は「食べ物を大切にする感謝の心、栄養よくバランスよく食べること、マナー、食品を選択する能力や地域の産物や歴史など食文化の理解」をあげています
	④家庭への働きかけを行っているか。				園での子どもの食事の様子や食育の取り組みを伝える機会がある。(たより、食事サンプル、食材、産地表示、掲示等)	
					生活リズムを整える、食事バランスを意識して食べることの大切さなどの情報を発信し、家庭での食育の関心を高めている。	^{*26} 食育計画 「保育所における食育に関する指針」には、「お腹がすくリズムのもてる子ども、食べたいものの好きなものが増える子ども、一緒に食べたい人がある子ども、食事作り、準備に関わる子ども、食べたいものを話題にする子ども」とあります。食育計画は自園が目指す子ども像を念頭に、育みたい「食を営む力」を発達過程ごとに保育計画、指導計画に位置付けること必要で、全職員が連携して計画、実践、評価、修正することが求められます。
	⑤地域への働きかけを行っているか。(地域住民、地域の子育て家庭)				地域の食に関わる人や食材に携わる人とのふれあう機会がある。	
					地域の子育て家庭との食育を通して関わる機会がある。地域の子育て家庭への発信を行っている。	^{*27} 個別の食に対する配慮とは、子どもの発育・発達状態に合わせた調理法での対応、文化や宗教上の配慮を指します。家庭と保育教育施設をあわせて一日の食事となることから、家庭との協働が必須です。年齢差、個人差が大きい乳幼児期において、給食業務は煩雑を極めると同時に、安全な対応を行う必要があります。保護者の意向を含め、対応できる範囲を、予め職員間で話し合っておくことが必要です。必要に応じて、嘱託医や自治体、保健所等との連携することも重要です
	⑥発達過程や個性に応じた食事 ^{*29} の援助を行っているか。				離乳期から幼児期まで、個性性の高い援助を継続して行っている。	
					友だちと一緒に楽しく食べる機会を通して、生涯に渡る食事に対する態度(マナー、エチケット)を培う日々の支援を行っている。	
	⑦食事に関する一人一人の個性(特性)を尊重しているか。				一人一人の食欲、食事量、好み等を把握し、食べる楽しみを大切にした援助を行っている。	
	⑧離乳食を保護者とともにすすめている。				保護者の意向を十分に受け入れながら、離乳食を保護者とともに行っている。	
					厚生労働省離乳・授乳ガイドライン ^{*30} を基に、保護者との連携のもと計画、段階的に離乳食を進めている。初めての食材や調理法は家庭で試したことを確認し記録したうえで提供している。	^{*28} 食物アレルギー 2019年より、①アレルギー対応の基本②アレルギー対策の実施体制③食物アレルギーへの対応④生活管理指導票に基づく対応が示されました。【参考:厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」文部科学省「学校給食におけるアレルギー対応ガイドライン」】
	⑨ミルクや母乳について				調乳室は衛生的に管理されており、ガイドラインやマニュアルに即して調乳、授乳が行われている。	
					保護者の意向を尊重し、家庭と連携しながら授乳時間や間隔、授乳量を決めている。	
	⑩食事の環境 ^{*31} を整えている。				発達や個人差に応じた食事環境がある。(机、椅子、食事の空間)	

				⑪食器や食具への配慮		一人で食べる喜びを味わえるように、発達に応じて一人一人に応じた食器や食具を準備している。	*29 発達過程や個性に応じた食事 「食事摂取基準」を摂取量の目安とするが、乳幼児期は体格や咀嚼嚥下機能の個人差が多く、食べる量にも個人差があります。身長、体重の成長曲線を随時確認し、一人一人が無理なくおいしく食べる体験を重ねることを大切にします。保育専門職等が食行動のモデルとなることも必要です。
		7) 特別支援教育・障害児保育について理解しているか。	①子どもの特性 ^{*32} を理解し把握している。		「発達評価表」や「子どもの困り感に寄りそう支援ツール」などを活用し、根拠に基づく支援を行っている。		
					一人一人の子どもを理解するために、子どもの行動の実際や対応のありかたなど、施設の保育専門職全員が情報を共有し協力体制をつくることで、子どもの望ましい発達を促している。		
			②ケース会議 ^{*33} の実施を定期的かつ必要に応じて行っているか。		特別支援教育コーディネーターをはじめ、保育専門職が中心になって定期的に実施し、支援の方法を検討している。		*30 離乳・授乳ガイド 「離乳・授乳の支援ガイド」2019年改訂参照 今回の改定で卵の開始時期が7～8か月ごろから、5～6か月ごろに変更となったことや液体ミルクの記述など、「離乳、授乳」に対する状況が変化しています。保護者の意向や悩みを受け止めながら、発達に応じた個性性の高い対応を行うために、保育教育施設内での専門職間の連携が必須になります。
				③個別の指導計画を作成しているか。		定期的かつ必要に応じて複数の保育専門職で共通理解を図りながら、支援の必要性や方法・課題を探っている。	
					担任を中心としたチームで子どもの発達の状況や発達上の課題を明らかにし、支援に活用している。		
					家庭や関係機関と連携をもち、施設全体でそれぞれの立場に応じた役割、援助を考えて支援している。		*31 食事の環境 子どもの「自分で食べたい」意欲に応える環境を整えとともに、「食事を楽しむ」という保育専門職等の応答的な関わりの質が求められます。
			④保護者との連携を図っているか。		保護者の同意を得た上で、家庭での子どもの生活や遊び、様々な情報を家庭と共通理解し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成している。		
					保護者の意向を十分に受け入れながら、子どもの発達状況や課題を明確にし、関係他機関との連携も視野に入れて具体的な支援を行っている。		*32 子どもの特性 子どもの定型発達を理解したうえで、子どもの「個性」、「多様性」を尊重し、長いスパンで子どもを見守り、「できた」「できない」で判断しないことを専門職間で共有しながら支援することが大切です。
			⑤関係機関との連携に努めているか。		関係諸機関の状況を把握し、保護者の意向を受け止め、子どもの将来を考慮して、適切な保育教育ができるよう組織的な対応を行っている。		
		8) 小学校との連携と接続について理解しているか。	①乳幼児保育と小学校教育の相互理解が図られているか。		連携担当者(窓口)がおり、小学校教諭との連絡会、意見交換や合同研究など、互いの保育、教育について交流する機会がある。		
			②発達の課題の共通理解が図られているか。		特別な配慮が必要な子どもに対して、就学前健診や就学相談の結果を踏まえ、必要な支援や教育へとつないでいる。		*33 ケース会議の実施 ケース会議では「エンバワメント支援設計図」や、ジェノグラム、エコマップをもとに、客観性の高い支援のあり方を探ることが必要です。また、支援はスモールステップで、設定した期間ごとに評価、改善を繰り返し、フィードバックすることも大切です。
			③幼児教育と小学校教育の接続		小学校教諭と定期的、継続的に交流する場があり、保幼小連携カリキュラムを作成の取り組みがある。		
					保育要録、指導要録の記述は就学までに育まれた資質・能力など保育教育の過程や子どもの育ちを伝えている。		
			④幼児と児童の交流促進		幼児と児童が定期的、継続的に交流する機会を設けている。		
			⑤家庭・保護者への理解と啓発		乳幼児期の保育教育が、小学校以降生涯にわたる生活や学習の基盤となることを鑑み、幼児期にふさわしい生活や学びのありかたについて、折にふれ発信し、連携していく		
			⑥保幼小接続カリキュラムの作成と実践		アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを作成し、小学校との連携や接続を行いながら生活、言葉、環境、学習等の段差をできるだけ解消し、円滑な接続をはかるための取り組みがある。		
			⑦幼児指導保育要録の活用		滑らかな就学に向けて幼児指導保育要録を作成し、小学校教育への円滑な接続を図っている。		
			⑧一人一人の子どもに応じた就学指導を行っているか。		特別支援学校、特別支援学級等子どもの発育や発達に応じた就学指導を保護者と共に進めている。		
2	子どもを取り巻く保育教育施設環境	(1) 保育教育の体制・運営管理	1) 保育教育の理念、基本方針を理解しているか。	①保育教育施設における保育教育の理念・基本方針 ^{*34} が提示されているか。		すべての子どもの福祉(人権の尊重、個人の尊厳)と教育を積極的に増進する施設の理念を提示し、保護者、保育専門職、関係者等が把握している。	*34 保育教育の理念・基本方針 園が独自に示す保育教育に関する根本的な考え方です。どのような保育教育を行うのか、どのような子どもを育てたいのか、保育教育のあり方、育てる子どもの姿を言語化したものになります。これらは園ごとに子どもや保護者の状況、地域の実情等を踏まえ、園の独自性や創意工夫が尊重して策定されることが大切です。 【参考:保育学用語辞典】
					保育教育に対する基本的な考え方や子どもや保護者に対する姿勢や地域とのかかわり方、施設が持つ機能などを具体的に示した基本方針を提示し、保護者、保育専門職、関係者等が把握している。		
			②中・長期計画が提示されているか。		3～5年を計画期間とし、施設の理念や基本方針の実現と健全な施設運営に向けた計画が策定され、適切な評価、見直しが行われている。		
					中・長期計画に基づいた事業計画が提示され、保育専門職等や保護者、関係機関等に周知している ^{*35} 。		*35 周知する 園の理念や基本方針、中長期計画を保護者、関係機関、職員へ伝え、把握してもらうことは非常に重要なことです。具体的には、保育理念や基本方針を事務室や玄関などの人の目につく場所に提示したり、職員に対して、職員研修などの機会を利用して周知を行います。保護者や地域の住民、関係機関などに対しては、入園のしおりや園便り、園の概況、その他リーフレット類の配布などのほか、掲示板やホームページ、各種行事を通してのアナウンス活動などがあります。 【参考:北九州市児童福祉施設等評価基準】
			2) めざす子ども像を理解しているか。	①めざす子ども像を提示しているか。		施設でのめざす子ども像を提示し、保護者、保育専門職等が把握している。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿) ^{*36} は、小学校教育との接続において、子どもの成長を共有するためのものであり、参考にするのはよいが、めざす子ども像ではないことを理解している。	
			3) 保育教育施設の役割を理解しているか。	①子どもの最善の利益を考慮する場となっているか。		子どもが命を輝かせる場、子どもの幸せのための場になっている。	
				②養護と教育を一体的に行う場となっているか。		「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面と「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」で示される子どもの心情・意欲・態度の形成を育む教育の側面があることを把握している。	*36 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿) 2017年に告示された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において新たに示されました。「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性」、「規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり」、「生命尊重」、「数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」です。幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることによる幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られる姿です。実際の指導では、到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要があります。さらに、小学校教諭と子どもの姿を共有するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な 接続を図ることが大切です。 【参考:保育所保育指針領解説・幼稚園教育要領解説】
					どんな場面でも子どもの気持ちに寄り添い、深く共感しながら子どもが自分を乗り越え、もっと自分をよくしたいという気持ちに対する支援を丁寧に行う場になっている。		
					常に子どもを愛し、気持ちを受けとめながら、様々な活動を通して発達を支援していくという、養護と教育を一体的に展開 ^{*37} しながら、その子らしい人生をつくる場、生きる力を育むための場になっている。		
			③地域を支え、支えられる関係の場となっているか。		地域社会に溶け込み、浸透し、様々な貢献をしている。		
					地域の子育て家庭への支援や高齢者との交流など地域社会の様々なニーズをつかんでサポートしながら、施設も地域社会から様々なサポートを受ける場であることを理解している。		
					周辺の住宅形態、住民の年齢層、住民の転入出の特徴、歴史・文化、子どもの遊び場、交通の特徴・安全、地域産業を把握し連携活用している。		
			④保護者とともに子どもを育てていく場となっているか。		保護者と関係を作り、連携しながら保育専門職と保護者が、その子らしい発達を踏まえて一緒に育てていく場になっている。		*37 養護と教育の一体性 子どもを一人の人間として尊重し、子どもの命を守り、情緒の安定を図りながら、子どもが心動かされる体験を積み重ね、その子らしさを発揮しながら豊かに育つことができるような援助やかかわりを行うことと保育所保育指針に記されています。 【保育所保育指針】
		4) 保育教育の環境を理解しているか。	①子どもが心地よく過ごせ、保育教育の場にふさわしい環境になっているか。		日常生活や遊びのために安全で清潔な環境を整備し、室温 ^{*38} 、湿度 ^{*38} 、換気 ^{*39} 、照明の濃度 ^{*40} 、音や声の大きさなどに配慮し、心身の健康と情緒の安定を図っている。		*38 適切な室温と湿度 心身の健康と情緒の安定を図るために、季節に合わせた適切な室温(夏期26～28℃・冬期20～23℃)や湿度(60%)を保ち、換気を行うという基準があります。また、温熱環境の測定は保育室内の数か所で、異なる高さで行うことが望ましいとされています。 【参照:保育所における感染症ガイドライン】【参照:学校環境衛生基準】
					安全で衛生的な子どもの育ちにあった生活空間(保育室、トイレ、手洗い場、固定遊具等)や学びに適した設備、備品がある。		
					食事や睡眠のための心地よい生活空間がある。		
					一人一人の子どもがくつろいだり ^{*41} 、落ち着ける空間がある。		
					好きな遊びを選んで遊ぶ、友達と一緒に遊ぶ、継続して遊ぶ空間と時間が保障されている。		
					一日を通して子どもが休息できる空間と時間がある(一人で過ごす場所、柔らかなクッション等)		
			②季節感、地域性を大切にしたり保育教育が展開されているか。		四季、和暦のしつらえや話に親しんだり、地域のお祭りや行事に参加したりする機会がある。		
		1) 衛生管理・安全管理を理解しているか。	①施設内外の衛生管理に努めるとともに、衛生知識の向上を図っているか。		衛生管理マニュアルを整備し、順守している。		*39 換気 換気は、学校保健安全法に基づく二酸化炭素濃度等は、1500ppm以下となるよう換気を行うことが望ましいとされています。濃度が高いことは、空気が汚れており、粉塵や細菌、ウイルスなど他の汚染物質の量も多いことを示すと考えられています。新型コロナウイルス、新型コロナウイルス等、新型コロナウイルス感染症の感染防止からも日常的にまた定期的に換気を行うことが必要です。 【参考:学校保健安全法 環境衛生基準】
					手洗い場、トイレ等は、決められた希釈濃度液 ^{*42} で定期的に消毒し清潔な状態を保っている。		

心・安全な保育教育環境						嘔吐時の処理 ^{*42} マニュアルを整備し、順守している。		^{*40} 照明の濃度 採光とは、自然光によりもたらされる明るさのことをいいます。保育室内はできるだけ多く自然光を取り入れ、明るく衛生的な環境とすることが重要です。日照は子どもの心身の健やかな発育のために欠かせないものであり、特に保育室内で過ごす時間の長い乳児の保育室では、十分な日照が得られるような計画が求められます。ただし、過度な日照は紫外線による健康被害も懸念されることからカーテンや照明などで調整が必要となります。また、暗いところで睡眠をとることで必要なホルモン分泌が促されたり、活動時間の明るさとの落差を明確にすることで体内リズムを整えるためにも照明の濃度は必要です。【参考：保育学用語辞典】
						寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。		
						屋外の砂場の砂の入れ替え消毒、遊具については必要に応じて洗浄している。		^{*41} くつろげる空間 子どもが1日のうちの多くの時間を過ごす園においては、活発な遊びや探求の機会を提供するだけでなく、各々の情緒が安定し、落ち着いて過ごせる場所と時間を保障することが不可欠です。そこは、完全に周囲から隔離された場所ではなく、くつろぎながらも周囲の様子を適度に把握し、自由に行き来ができるような柔軟性を有する空間配置であることが望ましいです。【参考：保育学用語辞典】
						②事故防止における安全対策を講じているか。		
						事故防止に対する事故防止対策マニュアル ^{*43} 、事故発生時の対応と安全確保に対する事故対応マニュアルが整備され、保育専門職等に周知されている。		^{*42} 決められた希釈濃度 希釈濃度・嘔吐時の処理については、「保育所における感染症ガイドライン、保育所における消毒の種類と方法」を参照
						事故発生を想定した実施訓練や研修を定期的に行い、評価・見直しを行っている。		
						事故が発生した場合、改善策・再発防止策を検討する等の取り組みを行っている。		^{*43} 事故防止対策マニュアル 厚生労働省通知「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照
						睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいので、環境への配慮や保育教育実践時の工夫を定期的に保育専門職等で確認が行える場を設けている。		
						③施設・設備における安全確保に努めているか。		^{*44} 定期的な消毒や点検 厚生労働省通知「保育所における感染症ガイドライン、保育所における消毒の種類と方法」を参照
						施設内外の安全点検は定期的、継続的、組織的に行き、保育専門職等で共通理解し危険箇所発見時は、すぐに改善・修繕を行っている。		
						ぐらつきや腐食(錆)、腐朽の有無、極端なすり減り(磨耗)や部材の欠損の有無を確認している。遊具の周りに危険なもの(石、ガラス、木の根、地面の凹凸等)がないか確認している。		
						施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、不審者対応や不測の事態に備えて引渡し訓練等、必要な対応を行っている。事故や災害後には、子どものメンタルヘルスが維持できるように支援する体制がある。		
						④子どもの玩具・遊具について安全性を確認しているか。		
						定期的に消毒や点検 ^{*44} を行い、常に安全な玩具、遊具を提供している。		
						⑤子どもが出かける場所について安全性を確保しているか。		
						施設外活動の目的地の遊具やトイレ、水道などの設備を事前に把握し安全に子どもが活動できるよう配慮している。		
						安全に子どもが目的地に行くために、事前に経路や交通量、道路標識、月齢、年齢に適した歩き方、持参品などを保育専門職等が確認するとともに、施設外活動におけるマニュアルを整備し周知している。		
						施設の災害危険区域(浸水想定区域)を把握し、災害に関する情報を入手次第、避難準備、避難開始ができる体制を整備している。		
						①様々な災害を想定して、非常災害対策計画 ^{*45} 、避難確保計画 ^{*46} 、防災マニュアルを作成しているか。		^{*45} 非常災害対策計画 火災、風水害、地震等の非常災害時の対応方法やそれらの訓練の実施等について定めたマニュアルであり、法令順守の観点からも作成は必須で、市町村への提出が必要です。
						災害時の保育専門職等の参集方法・役割分担等、災害時に対応出来る体制を整備している。		
						災害の種類によって、避難場所への避難経路を複数設置し、状況に合わせて避難できる体制を整備している。		^{*46} 避難確保計画 市町村から「園が浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内にある」と指定された場合には、避難確保計画を作成し、訓練の実施が必要となります。また、避難確保計画は、市町村へ提出が必要です。
						子どもの年齢や特性を考えた避難方法と避難に必要な保育専門職等と備品を整備している。		
						子ども、保護者及び保育専門職等の安否確認の方法を決め、全ての保育専門職等に周知している。		^{*47} 子どものメンタルヘルス 災害が発生し、子どもに強いストレスが加わると、心身に不調を生じることがあります。そのため、災害発生直後から、早期の心のケアが必要です。子どもに適切な支援を行うためには、専門機関や医療機関等と連携することも重要になります。また、災害は子どもを守る保育専門職等にとっても強いストレスとなります。子どもの心のケアには、周囲にいる保育専門職等が支え合うピアサポートが重要になります。日ごろから保育教育施設内で話し合い、備える必要があります。【参考：災害時の中長期的な母子保健対策マニュアル(専門職向け)】 【参考：保育士・幼稚園教諭や管理職の心のケア 災害の備えと対応】
						食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄している。		
						災害後の子どもへのメンタルヘルス ^{*47} が維持できるように支援する体制がある。		^{*48} 避難訓練 火災や地震などの災害、あるいは犯罪などの非常時において、身を守るための避難を想定した避難訓練は、様々な非常時や場面、状況を設定し、仮体験することが非常時の混乱やパニック状態を回避・軽減することにも役立ちます。また、定期的かつ繰り返し行うことも大切ですが、慣れによる習慣化や緊張感の欠落も懸念されるので注意を要します。【参考：保育学用語辞典】
						②様々な災害を想定した避難訓練を行っているか。		
						非常災害対策計画・避難確保計画を含む防災マニュアルに沿って、災害(火災、暴風、地震、洪水、台風、竜巻、大雪、不審者等)を想定した避難訓練 ^{*48} を行い、必要に応じて改善を図っている。		^{*49} 安全教育 安全教育の目的は、子どもが自ら自分や他人の危険を予知し、事故を未然に防ぐ安全能力を育てることです。その内容は、生活にかかわるもの、交通にかかわるもの、災害にかかわるものなど多岐にわたります。この安全教育は年齢別の保育教育指導計画に位置付ける必要があります。【参考：保育学用語辞典】
						避難訓練の時間帯は、早朝、保育教育活動中、食事中、午睡中、夕方、夜間等を想定して行っている。		
						③災害時における地域の関係機関との連携を図れる体制を整えているか。		
						地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めている。避難訓練については、関係機関や保護者との連携のもとに行うなど工夫して実施している。		
						④危機管理マニュアルを整備しているか。		
						火災・不審者・病気・怪我・感染症の流行など緊急に対応するための危機管理マニュアルを整備し定期的に訓練を行うとともに、保護者等へ情報を発信している。		
						⑤保護者と緊急時の連絡手段・連絡網などを確認・徹底しているか。		
						迅速で正確に情報が伝わるような連絡手段(保護者・職場・親族への一斉メール発信、携帯電話・固定電話への発信、全館放送、掲示など)を準備している。		
						不審者対応や不測の事態に備えて引渡し訓練等、保護者の理解と協力のもと行っている。		
						⑥保育教育施設内訪問者が確認できるような設備・備品を備えているか。		
						不審者が施設内に侵入しないために保護者証の携行・インターホンでの対応等、園内訪問者全員の確認が出来る設備や備品を備えている。		
						⑦監視カメラ等を設置し事故発生時に役立つ設備を整えているか。		
						監視カメラを設置し、不審者の侵入や園児の怪我発生の状況などを記録する設備がある。		
						⑧日頃から警察や警備会社等と連携しているか。		
						警察や警備会社と日頃から連携を行うとともに災害発生時や緊急事態発生時にすぐに対応できる体制がある。		
						⑨地域の医療機関・関係機関の連絡先や地図をわかりやすいところに掲示しているか。		
						緊急時にすぐ役立つように職員室等に掲示している。		
						⑩子どもへの安全教育を保育教育計画に位置付けているか。		
						危険にあったときの対処方法(大声をあげる・とにかく人のいる所へ逃げる・その時の注意点など)を教えているか。安全教育 ^{*49} が年齢別の保育教育指導計画に位置付けられている。		
						①保育専門職自身に求められる専門性と人間性 ^{*50} を理解しているか。		^{*50} 人間性 人間特有の本性。人間として生まれつきそなえている性質。人間らしさ。他人に対する思いやりの心や、自分以外の誰かに対しての愛情など、人間にしか持ちあわせていない感情や理性、倫理のこと。【デジタル大辞泉等】
						子どもの最善の利益を考慮した保育教育を行い、保護者や地域の子育て支援を行う必要があると理解している。		
						一人一人の保育専門職等が備えるべき知識・技術や判断及び人間性 ^{*50} は、日頃の保育教育における言動のすべてを通して表われるものであると自覚している。		^{*51} 言葉がけ 子どもの気持ちや行動に影響を与える重要な働きかけの一つです。一般的には、保育専門職等の意図を子どもに押し付けるような言葉ではなく、個々の子どもの気持ちに寄り添った言葉をかけることを言葉がけと言います。そして、その言葉がけにより、前向きになったり、遊びが発展したり、興味関心が高まったり、満足したりすることにつながる大切です。しかし、身の危険が生じる場合など、厳しい言葉がけをする場面も必要となります。常に状況を判断しながら言葉がけを行うことが保育専門職の専門性に繋がります。【参考：保育学用語辞典】
						保育専門職等一人一人の倫理観、人間性並びに保育専門職等としての職務及び責任の理解と自覚が大切であると常に感じている。		
						子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人一人の子どもの個人差を十分に把握し尊重している。		^{*52} 応答のかかわり 子どもの気持ちや思いを読み取りながら受け入れたり、より発展するように促したりするかかわりです。また、子どもの気持ちや思いに対して、別のことを提案したり、方向を修正したりするようなかかわりも含まれます。このかかわりは保育専門職の専門性に繋がります。【参考：保育学用語辞典】
						子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、言葉がけ ^{*51} をしている。		
						自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちを読み取っている。(応答のかかわり ^{*52})		^{*53} 共感的かかわり 子どもが保育専門職等に受け入れられていると感じることが出来るかかわりです。このかかわりは保育専門職の専門性に繋がります。【参考：保育学用語辞典】
						子どもの欲求や気持ちを受けとめるかかわりを行っている。(共感的かかわり ^{*53})		
						子どもに分かり易い言葉づかいで穏やかに話している。		
						子どもに分かり易い言葉づかいで穏やかに話している。		
						せかず言葉や制止させることを不必要に用いないようにしている。		
						一人一人の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けられるように配慮している。		
						子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して見守って ^{*54} いる。		^{*54} い。 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく一人一人の子どもの主体性を尊重している。
						基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく一人一人の子どもの主体性を尊重している。		
						一人一人の子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。		^{*55} 共感的かかわり 子どもを評価したり、保育専門職等の価値観を押し付けたりするようなかかわりではなく、子どもの気持ちを受けとめ、共感する態度を表すことによって、子ども自身が保育専門職等に受け入れられていると感じることが出来るかかわりです。このかかわりは保育専門職の専門性に繋がります。【参考：保育学用語辞典】
						基本的な生活習慣を身に付けることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。		
						②子ども同士のかかわりを大切にしているか。		
						常に子どもの思いを受け止め、感情のぶつかり合いでもお互いの気持ちを代弁している。友だちの気持ちに気付くことができるように関わるとともに、年齢に応じた約束や決め事が決まっている。		
						子どもが人ととの関係の持ち方や、互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。		
						子どもが人ととの関係の持ち方や、互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。		
						③子どもと保育者のかかわりを大切にしているか。		
						一人一人の子どもに対して注意を払い援助し、一人一人の良いところを日常的に見つけ合うことができるクラス作りを心がけている。		

						毎日子どもと笑顔で接し、愛情表現(例:話しかけ、スキンシップなど)を行っている。	*54 見守る 子どもが何かに挑もうとしたり、葛藤場面に直面したり、問題解決を必要としたりするような場面において、保育専門職等があえてかわからず、子どもがどのような行動や発言をするかを観察することです。決して傍観や放任ではありません。子どもの育ちを確認する保育専門職の技術の一つです。【参考:保育学用語辞典】
						基本的生活習慣の援助や遊びを通して、子どもの欲求や要求に応じた関わりを行っている。	
				④保育教育を喜びや意欲を持って取り組んでいるか。		保育専門職同士の信頼関係とともに、保育専門職と子ども及び保育専門職と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育教育に当たることが大切であると理解している。	
				2)施設長としての役割を果たしているか。	①施設長の責務とその専門性の向上が大切であると理解しているか。	施設の役割や社会的責任 ^{*55} を保育専門職等に表明するとともに、法令等を遵守し、その専門性等の向上に努めなければならないと理解している。	*55 社会的責任 社会的責任としては以下の3事項があります。 ①子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育教育を行わなければならない。 ②地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に園が行う保育教育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ③在園する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るように努めなければならない。 【参考:保育学用語辞典】
						保育教育の計画及び評価、保育専門職等の自己評価、及び施設の自己評価等から施設の課題を把握し、改善のための体制を組織的に構築し、自らも協力して改善に努めている。	
						施設の課題を踏まえ、施設内外の研修や教育を体系的、計画的に実施するとともに、保育専門職等の自己研鑽に対する援助や助言に努めている。	
						保育専門職等が働きやすい環境を構築し、継続支援とつなげている。	
						一人一人の保育専門職等が直面している問題や課題を把握し、適切な研修内容や手段を提供し助言を行っている。	
						保育専門職等同士が学び合い、互いの専門性を高め合うことのできる職場環境をつくっている。	
				3)専門性を高めるための研修や自己研鑽の機会があるか。	①保育に必要な知識及び技術の習得のための研修の実施があるか。	施設長のリーダーシップのもと、保育の質について定期的、継続的に評価を行い、課題を把握し、改善のために具体的に取り組めるような体制を構築している。	
						園内研修(OJT)、園外研修(Off-JT)、自己啓発支援(SDS)の体制があり、講義、演習、質疑応答、グループ討議、ワークショップ、研究発表、事例検討、読書会、共同研究などの研修する機会がある。	
						常に研修を必要とする専門性の高い仕事であることを保育専門職等一人一人が自覚し、主体的に学ぶ意思をもって取り組んでいる。	
						施設における研修体系などを利用して適切な研修機会がある。	
						受講者以外の保育専門職等に研修の内容が周知される機会を持ち、研修内容を共有している。	
	(4) 保育教育施設の組織的運営	1)組織としての基盤の整備をしているか。		①組織及び保育の理念・目標・方針とその共有が図られているか。		「保育環境の全体像を捉える」2子どもを取り巻く保育施設環境 (1)保育教育の体制・運営管理1).2).3)参照	*56 同僚性 「専門職的な相互作用」と定義されています。保育所保育指針においても保育の質の向上に向けて保育者が組織的な取り組みを行うこと。共通理解や協働性を高めることの重要性を示しています。 【参考:保育学用語辞典】
						「保育環境の全体像を捉える」2子どもを取り巻く保育教育環境 (3)保育専門職自身の資質 2)参照	
						保育専門職等がお互いに協働し、施設全体の一員としての役割をしっかりと担っていくことが大切であると理解している。	
						施設で掲げている理念や方針について、保育専門職等全員が共通認識を持っている。	
						保育専門職間での密な連携による保育教育を実践するためには、どのような保育教育を行うのか、その内容全体を自身がよく理解し、保育専門職全員が共通理解している。	
						子どもの保育教育及び保護者支援は、施設の方針のもとに組織される職務分担やクラス担任配置等によって計画的、組織的に実施されることから、保育専門職同士がそれぞれの職務内容についてよく理解し合うことが必要であると理解している。	
						同時に複数の保育専門職が関わる(バックアップシステム等)ことにより、一人の保育専門職にかかる負担を軽減するシステムがある。	
						取り組む内容により、会議を構成したり、クラス担任同士・クラス代表者会議・専門職会議・給食会議・園内研究会など全体的な話し合いの場を共有している。	
						一定の人事基準に基づき、専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価するとともに、把握した意向・意見・分析等に基づき改善策を検討・実施している。	
						就業状況や意向を把握し、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。	
				④保育専門職等間の勤務環境及びその管理状況		引継ぎ事項について、一人ひとりの子どもの様子や保護者への連絡等が記入できる様式や時間を確保している。	*57 職員が持つべき倫理性 専門職の価値(専門職活動の原理や基盤、諸活動を方向付ける考え方)を具体化するための行動規範で、専門職として正しい行動・望ましい行動の指針です。 全国保育士会倫理綱領においては、保育士の専門職倫理として、①子どもの最善の利益の尊重②子どもの発達保障③保護者との協力④プライバシーの保護⑤チームワークと自己評価⑥利用者の代弁⑦地域の子育て支援⑧専門職としての責務が示されています。【参考:保育学用語辞典】
						保育教育の提供に関わる必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画がある。	
						ブライバシーの保護や子どもの立場に立ってそのニーズを代弁することなど、職員が持つべき倫理性 ^{*57} の具体的な内容について理解している。	
						遵守すべき法令 ^{*58} 等を正しく理解し、専門性等の向上に努めている。	
						守秘義務の遵守 ^{*59} に関する規定が就業規則等で定められている。	
				②個人情報の取り扱いが正しく執り行われているか。		子どもの記録 ^{*60} に関する管理についての規定が定められ、適切に管理している。	*58 遵守すべき法令 福祉分野の法令のみならず、利用者保護に関連する他分野(雇用・労働・防災・環境など)の配慮に関するものについても遵守することが求められています。 【参考:北九州市児童福祉施設等評価基準】
						子ども等の記録の保管、保存、破棄、関係機関等への情報の提供に関する個人情報保護規定を整備し遵守している。	
						個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法が規定されている。	
						記録管理の責任者を設置している。	
						記録の管理について個人情報保護の観点から、保育専門職等に対して教育や研修を行っている。	
				③苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能しているか。		個人情報 ^{*61} の取り扱いについて保護者等に説明している。	*59 守秘義務の遵守 法律上では、秘密を固く守る義務のことであり、「遵守」とは就業規則などに従ってしっかりと守ることを意味します。 保育専門職の守秘義務については、児童福祉法第18条の22「保育士の秘密保持義務」で明記されています。ただし児童虐待に関する通告の義務は守秘義務よりも優先されるものであることに留意する必要があります。(「児童虐待等の防止に関する法律」第6条第3項) 保育教育を実施する上で知り得た子どもや家庭に関する秘密としては、保護者の職業、学歴、所得、戸籍上の内容、病歴、家族構成、宗教上のことなどがあげられます。【参考:北九州市児童福祉施設等評価基準】
						苦情解決 ^{*61} に対する規定やマニュアルを策定し、受付窓口や対応責任者、第三者委員などを設け、迅速に解決できる体制がある。	
						保護者アンケート等の方法で広く保護者等から要望や意見を聞く機会を設けており、その公表を行っている。	
						保護者が意見や相談を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	
						運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	
				④情報提供と情報公開が行われているか。		保護者や地域に向けて、施設だよりやクラスだより等の配布や掲示、ホームページによる配信を行う際、情報が分かり易く伝わる工夫をしている。	*60 子どもの記録 子どもの個人情報に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。その内容として、情報の保護については、記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規定、責任者の設置、保存と破棄に関する事項等を盛り込む必要があります。情報の開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規定が必要です。そこには、情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者への配慮が求められます。【参考:北九州市児童福祉施設等評価基準】
						施設の利用希望者に必要な情報を積極的に提供している。	
						保育教育内容等の変更にあたっては、保護者等に分かりやすく説明している。	
						運営状況等についての情報を求められた場合、公開できるように用意している。	
						本「保育・教育環境評価指標」を用いて「保育教育環境」「子どもの環境」「家族の環境」「関係機関との連携」の分野ごとに取り組みや、関わり、連携において、保育教育の質向上に関する総合的な評価方法の一つとして活用している。	
3 保育教育環境を取り巻く	(1) 保育教育内容の評価	1)保育教育環境の評価を行っているか。		①保育教育の質の向上に向けた取り組みの評価が組織的に計画的に行われているか。		評価の計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みがある。	*61 苦情解決 苦情解決の仕組みにおいては、社会福祉法第82条において、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」と定められています。【参考:保育学用語辞典】
						組織的にPDCAサイクルに基づく保育教育の質の向上に関する取り組みが実施される体制がある。	
						保育教育内容についての評価は、より多くの保育専門職等の理解と参画が得られるようにしている。	
						評価結果を分析した結果やそれに基づく課題が文書化している。	
						保育教育内容の評価 ^{*62} による検証・見直しを指導計画の内容に反映している。	
						保育教育内容の評価による検証・見直しは、より多くの保育専門職等や保護者等の参画に伴う意見や提案として反映されている。	
							*62 保育教育内容の評価 保育教育の質の向上を目指すために、保育専門職個人と保育教育施設において行われている評価があります。

評価				②自身の自己評価 ^{*63} を行っているか。		子どもの発達の特長とその過程を踏まえ、ねらいと内容の達成状況など一人一人の育ちをとらえた視点で評価している。	*63 自身の自己評価 保育専門職個人の自己評価は、自らの保育教育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育教育に向けての改善と保育教育の質向上をめざすことが目的です。振り返りの視点としては、「子どもの育ちをとらえる視点」と「自らの保育教育をとらえる視点」があります。また、個別に行うだけではなく、職員相互の話し合い等を通じて行い、一人では気づけなかった保育教育の良さや課題の確認につなげることも大切であり、こうした学び合いや協働の基盤を作ることもにも大きな目的があります。【参考:保育所における自己評価ガイドライン 厚生労働省】	
					指導計画のねらいと内容、環境構成、保育専門職の援助が適切であったかどうか等、自らの保育教育をとらえる視点で評価している。			
					自身の自己評価の結果を検討する中で、一人では気づけなかった保育教育の良さや課題の気づきが保育専門職同志の学びあいになっている。			
					自己評価には、基本能力に関するもの(観察力、注意力、洞察力、判断力、柔軟性、共感性、創造性、知識、技術に関するもの、信頼関係の形成、適切性の判断、説明、記録、コミュニケーション、面接)を評価できる具体的な指標になっている。			
					③園の自己評価 ^{*64} を行っているか。		保育専門職等の自己評価に基づく園の自己評価は、施設長のリーダーシップのもと、保育教育の内容とその運営について、組織的、継続的に評価・検証するシステムがある。	*64 園の自己評価 保育教育の計画の展開や保育専門職個人の自己評価を踏まえ、保育教育の内容等について園としての自己評価を行うとともに、その結果を公表することが努力義務とされています。【参考:保育所における自己評価ガイドライン 厚生労働省】
					実施した様々な調査結果、施設に寄せられた要望や苦情など保育実践や運営に関する情報や資料を継続的に収集し、適切な時期に実施している。			
					園の自己評価の結果を整理することで、実績や効果、課題を明確にして、更に質を高めていくために次の評価項目の設定などに活かしている。			
					④第三者評価や学校関係者評価 ^{*65} の利用を行っているか。		第三者評価や学校関係者評価を、客観的に保育教育施設のサービスについて捉える機会として考え受審し、保育教育の改善に活用している。	*65 第三者評価や学校関係者評価 第三者評価は、公平・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場からサービスの質を評価する制度です。学校関係者評価は、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が園の自己評価結果について評価することを基本として行うことです。 幼稚園においては、「幼稚園における学校評価ガイドライン」。保育所においては、「保育所における第三者評価基準ガイドライン」で定められています。【参考:保育学用語辞典】
				⑤子どもや保護者、地域からの評価を行う機会があるか。		一人ひとりの子どもが、保育教育施設生活の中で、満足感を持って過ごしているかを保育専門職がくみ取ることによって把握するように努めている。		
						保護者に対し、利用者満足に関する調査を定期的に行っている。		
						地域からの施設評価を聞く機会がある。		
						子どもの満足、保護者の満足、地域からの要望等の結果を活用し、組織的に保育教育の改善に向けた取り組みを行っている。		
	⑥評価結果を公表をしているか。		様々な評価結果を施設の役割や社会的責任を果たすために、保護者や地域に公表を行っている。					
	公表することにより、施設の運営について、保護者や地域との継続的な対話や協力関係づくりを進め、信頼される開かれた施設づくりに役立っている。							

4・権利擁護	(1)権利擁護			1)子どもを尊重した保育教育を行っているか。	①子どもを尊重し、子どもの人権擁護の視点にたった保育教育内容 ^{*66} を行っているか。	子どもを尊重する保育教育の提供に関する「倫理要領」や規定等を策定するとともに、保育教育の理念や基本方針を明示し、保育専門職等が理解し、実践するための取り組みを行っている。	*66 子どもの人権擁護の視点にたった保育教育 第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインでは、「子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育教育が必要である。」と記されています。
				子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で研修すると共に、定期的に状況の把握・評価を行い必要な対応を図っている。			
				一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、子どもが互いに尊重する心を育む取り組みを行っている。			
				子どもの人権、服装、色、遊び方、役割などについて性差への固定的な観念等を植え付けないようにしている。			
				子どもを置き去りにした保育教育、保育専門職の都合で進める保育教育、物事を強要するようなかわり、脅迫的な言葉がけをしない保育、罰を与える、体罰を与える、乱暴な言動などの保育実践、差別的な関わりをする保育教育ではなく、子ども一人ひとりの人格を尊重すると共に、一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮する保育教育実践を行っている。			
				2)子どものプライバシー保護と虐待防止における対応を行っているか。	①子どものプライバシー保護と虐待防止に配慮した保育教育 ^{*67} を行っているか。	子どものプライバシーの保護、子どもの虐待防止等の権利擁護について、規定・マニュアル等が整備され、保育専門職等の理解が図られ、それに基づく保育教育を実施している。	*67 子どものプライバシー保護と虐待防止に配慮した保育教育 子どものプライバシー保護と権利擁護に関する取り組みが、規定・マニュアル等に基づき実施されることはもとより、取り組みを子ども・保護者に周知することも求められます。また、園において、プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合を想定し、対応策を明確にしておくことも必要です。【参考:第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン】
						子どものプライバシーの保護、子どもの虐待防止等の権利擁護について、研修を実施している。	
						排泄・着替え・シャワー等、生活の場面におけるプライバシーの保護、人権擁護について、設備面での工夫をしている。	

Ⅱ 子どもの全体像を捉える

チェック欄：チェック項目全体を通しての現状を把握する。現状把握欄：評価のポイントに対して、園や保育専門職自身の現状を把握(チェック)する。
 ◎ 実施できている ★ 強み(園や保育専門職自身が力を入れて取り組んでいる。特化して頑張っている。)
 ○ ほぼ実施できている ◎ 実施できている
 レ 今後実施予定 ＊ 今後の課題・目標(今後取り組んでいきたい。今後取り組みが必要。)

大	チェック欄	チェック項目	チェック項目の説明	現状把握	評価のポイント	言葉の意味・ワンポイント・参考例	言葉の意味・ワンポイント・参考例	言葉の意味・ワンポイント・参考例	言葉の意味・ワンポイント・参考例	言葉の意味・ワンポイント・参考例	
1	子どもも理解	3) 基本属性 ^{※1} を把握しているか。	①子どもの基本的な情報と状況を把握し、保育教育に活用している。		意見調査において決められた文書がある。 基本属性(氏名、生年月日、年齢(月齢)、性別)、保育歴などを把握している。	41 基本属性 園児氏名、住所、生年月日、年齢、性別、保護者氏名、連絡先、入園施設名、保育教育実施期間などを把握している。	42 情報の整理 「1-2歳(子どもの記録)に関する管理は、1-3歳児にしてください」	43 子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	①子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	①子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	
		4) 身体・発育状態および生活習慣の状態を把握しているか。	①保育教育開始時に子どもの身体・発育状態、生活習慣について関係する情報を記録・管理している。		保育教育開始時の子どもの状態を把握する項目 1. 身体及び発育 ① 身長及び体重 ② 乳児の指図をすべて検査項目 ③ 歯の生え具合 ④ 歯の生え具合 ⑤ 歯の生え具合 ⑥ 歯の生え具合 ⑦ 歯の生え具合 ⑧ 歯の生え具合 ⑨ 歯の生え具合 ⑩ 歯の生え具合 ⑪ 歯の生え具合 ⑫ 歯の生え具合 ⑬ 歯の生え具合 ⑭ 歯の生え具合 ⑮ 歯の生え具合 ⑯ 歯の生え具合 ⑰ 歯の生え具合 ⑱ 歯の生え具合 ⑲ 歯の生え具合 ⑳ 歯の生え具合 ㉑ 歯の生え具合 ㉒ 歯の生え具合 ㉓ 歯の生え具合 ㉔ 歯の生え具合 ㉕ 歯の生え具合 ㉖ 歯の生え具合 ㉗ 歯の生え具合 ㉘ 歯の生え具合 ㉙ 歯の生え具合 ㉚ 歯の生え具合 ㉛ 歯の生え具合 ㉜ 歯の生え具合 ㉝ 歯の生え具合 ㉞ 歯の生え具合 ㉟ 歯の生え具合 ㊱ 歯の生え具合 ㊲ 歯の生え具合 ㊳ 歯の生え具合 ㊴ 歯の生え具合 ㊵ 歯の生え具合 ㊶ 歯の生え具合 ㊷ 歯の生え具合 ㊸ 歯の生え具合 ㊹ 歯の生え具合 ㊺ 歯の生え具合 ㊻ 歯の生え具合 ㊼ 歯の生え具合 ㊽ 歯の生え具合 ㊾ 歯の生え具合 ㊿ 歯の生え具合	44 身体・発育状態 ① 身長及び体重 ② 乳児の指図をすべて検査項目 ③ 歯の生え具合 ④ 歯の生え具合 ⑤ 歯の生え具合 ⑥ 歯の生え具合 ⑦ 歯の生え具合 ⑧ 歯の生え具合 ⑨ 歯の生え具合 ⑩ 歯の生え具合 ⑪ 歯の生え具合 ⑫ 歯の生え具合 ⑬ 歯の生え具合 ⑭ 歯の生え具合 ⑮ 歯の生え具合 ⑯ 歯の生え具合 ⑰ 歯の生え具合 ⑱ 歯の生え具合 ⑲ 歯の生え具合 ⑳ 歯の生え具合 ㉑ 歯の生え具合 ㉒ 歯の生え具合 ㉓ 歯の生え具合 ㉔ 歯の生え具合 ㉕ 歯の生え具合 ㉖ 歯の生え具合 ㉗ 歯の生え具合 ㉘ 歯の生え具合 ㉙ 歯の生え具合 ㉚ 歯の生え具合 ㉛ 歯の生え具合 ㉜ 歯の生え具合 ㉝ 歯の生え具合 ㉞ 歯の生え具合 ㉟ 歯の生え具合 ㊱ 歯の生え具合 ㊲ 歯の生え具合 ㊳ 歯の生え具合 ㊴ 歯の生え具合 ㊵ 歯の生え具合 ㊶ 歯の生え具合 ㊷ 歯の生え具合 ㊸ 歯の生え具合 ㊹ 歯の生え具合 ㊺ 歯の生え具合 ㊻ 歯の生え具合 ㊼ 歯の生え具合 ㊽ 歯の生え具合 ㊾ 歯の生え具合 ㊿ 歯の生え具合	45 生活習慣 ① 食事 ② 睡眠 ③ 排便 ④ 着脱 ⑤ 入浴 ⑥ シャワー浴 ⑦ 衣服の状態 ⑧ 入浴 ⑨ シャワー浴 ⑩ 衣服の状態 ⑪ 入浴 ⑫ シャワー浴 ⑬ 衣服の状態 ⑭ 入浴 ⑮ シャワー浴 ⑯ 衣服の状態 ⑰ 入浴 ⑱ シャワー浴 ⑲ 衣服の状態 ⑳ 入浴 ㉑ シャワー浴 ㉒ 衣服の状態 ㉓ 入浴 ㉔ シャワー浴 ㉕ 衣服の状態 ㉖ 入浴 ㉗ シャワー浴 ㉘ 衣服の状態 ㉙ 入浴 ㉚ シャワー浴 ㉛ 衣服の状態 ㉜ 入浴 ㉝ シャワー浴 ㉞ 衣服の状態 ㉟ 入浴 ㊱ シャワー浴 ㊲ 衣服の状態 ㊳ 入浴 ㊴ シャワー浴 ㊵ 衣服の状態 ㊶ 入浴 ㊷ シャワー浴 ㊸ 衣服の状態 ㊹ 入浴 ㊺ シャワー浴 ㊻ 衣服の状態 ㊼ 入浴 ㊽ シャワー浴 ㊾ 衣服の状態 ㊿ 入浴	46 生活習慣 ① 食事 ② 睡眠 ③ 排便 ④ 着脱 ⑤ 入浴 ⑥ シャワー浴 ⑦ 衣服の状態 ⑧ 入浴 ⑨ シャワー浴 ⑩ 衣服の状態 ⑪ 入浴 ⑫ シャワー浴 ⑬ 衣服の状態 ⑭ 入浴 ⑮ シャワー浴 ⑯ 衣服の状態 ⑰ 入浴 ⑱ シャワー浴 ⑲ 衣服の状態 ⑳ 入浴 ㉑ シャワー浴 ㉒ 衣服の状態 ㉓ 入浴 ㉔ シャワー浴 ㉕ 衣服の状態 ㉖ 入浴 ㉗ シャワー浴 ㉘ 衣服の状態 ㉙ 入浴 ㉚ シャワー浴 ㉛ 衣服の状態 ㉜ 入浴 ㉝ シャワー浴 ㉞ 衣服の状態 ㉟ 入浴 ㊱ シャワー浴 ㊲ 衣服の状態 ㊳ 入浴 ㊴ シャワー浴 ㊵ 衣服の状態 ㊶ 入浴 ㊷ シャワー浴 ㊸ 衣服の状態 ㊹ 入浴 ㊺ シャワー浴 ㊻ 衣服の状態 ㊼ 入浴 ㊽ シャワー浴 ㊾ 衣服の状態 ㊿ 入浴	47 子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	①子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	①子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。
2	権利	4) 子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	①子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。		子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	48 子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	49 子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	50 子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	51 子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	52 子どもの権利 ^{※2} を把握しているか。	

Ⅲ. 家族の全体像を捉える

チェック欄　：　チェック項目全体を通しての現状を把握する。　現状把握欄　：　評価のポイントに対して、園や保育専門職自身の現状を把握(チェック)する。

◎ 実施できている

○ ほぼ実施できている

レ 今後実施予定

★ 強み(園や保育専門職自身が力を入れて取り組んでいる。特化して頑張っている。)

◎ 実施できている。

* 今後の課題・目標(今後取り組んでいきたい。今後取り組みが必要。)

大	チェック欄	チェック項目	チェック項目の説明	現状把握	評価のポイント	言葉の意味・ワンポイント・参考例
1 家族理解		1) 基本属性を把握しているか。	①家族の基本的な情報と状況を把握 ^{*1} し、支援に活用しているか。		基本属性(氏名、性別、生年月日、家族構成、住所、緊急連絡先)を把握している。 保護者の就労状況(勤務先、勤務時間、連絡先)を把握している。 保護者の緊急連絡先を把握している。 保護者以外の送迎がある場合、住所、緊急連絡先を把握している。 生活歴 ^{*2} を必要に応じて把握している。	*1 把握する 本章では【把握】は記録・管理・支援・活用の意味を含んでいます。 *2 生活歴 産まれた後、どのような環境(保護者の有無、保護者の育児感・教育感、保護者の就労状況など)で生活を送ってきたかに関する情報。特に虐待、DVについては、関係機関との連携において、生活歴を把握することは必要です。また、より正確な支援計画を立てることが出来ます。子どものことだけでなく、保護者の生活歴を知る事も大切です。
		2) 家族の育児力を把握 ^{*3} しているか。	①家族の育児協力の状況を把握し、支援に活用しているか。 ②家族の子どもへの関わりの状況を把握し、支援に活用しているか。 ③家族の育児負担感、育児不安感、困り感などの状況を把握し、支援に活用しているか。		家族ぐるみで育児の協力が出来ているのかを把握し、支援に活用している。 配偶者(またはそれに代わる人)の育児協力の機会を把握し、支援に活用している。 同年齢の子どもを持つ友人や親戚との関わりを把握し、支援に活用している。 夫婦で子どものことを話す機会を把握し、支援に活用している。 子育てについて支援してくれる人の有無について把握し、支援に活用している。 子育てについて相談できる人の有無について把握し、支援に活用している。 子どもと一緒に歌を歌う機会について把握し、支援に活用している。 子どもと一緒に遊ぶ機会について把握し、支援に活用している。 子どもに本を読み聞かせる機会について把握し、支援に活用している。 家族で食事をする機会について把握し、支援に活用している。 子どもが失敗したときの保護者の対応について把握し、支援に活かしている。 子どもを一週間のうちでたたく頻度について把握し、支援に活用している。 子どもと一緒に買い物に行く機会について把握し、支援に活用している。 子どもを公園に連れていく行く機会について把握し、支援に活用している。 家族の育児負担感及び子どもとの愛着関係 ^{*4} を把握し、支援に活用している。 子育てに関する保護者の意向を把握し、支援に活用している。 育児に対する自信の有無について把握し、支援に活用している。 子どもが喜んで園に通っているかどうかについて把握し、支援に活用している。	
		3) 保護者との相互理解を図っているか。	①保護者への伝達と説明を行っているか。 ②保護者との信頼関係の構築を図っているか。 ③保護者が参加する行事に配慮をしているか。 ④保護者の自主的活動の支援を図っているか。 ⑤保護者からの相談・助言に対応しているか。		保育教育の方針や内容、体制について、施設利用前の見学時、日々の対話や連絡、行事などの機会をとらえ保護者が理解しやすい方法で伝えている。 個人懇談会や保育参加など、子どもの生活や遊びについて具体的に知ったり、悩みを話したりする機会がある 話しやすい物的環境を整えている。人的配置(担任以外でも)あるか 子どもに関する情報の交換を細やかに行い、保育専門職と保護者の間で子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うようにしている。 保護者のおかれている状況やその思いを受け止め理解を示すことや保護者が保育教育の意図を理解できるように説明する機会を提供している。 保護者に疑問や要望がある場合は、対話を通して誠実に対応することなど保護者との信頼関係の構築を日々行っている。 懇談会やイベント、運動会など、アンケートを取るなどして、保護者の参加しやすい日程・時間帯を考慮して設定している。 保護者会、その他の保護者の自主的活動について、保護者同士の交流を促し、子育てを支え合う視点からの支援を行っている。 保護者から明確に相談・助言を求められた時に限らず、送迎時の対話、連絡ノート、意見や要望、苦情の内容などから、必要があると判断される場合は、相談・助言のための面談の機会を積極的に設けている。 プライバシーが守られる場所で相談・面接を実施している。 保護者の時間に合わせた面接時間を配慮している。	

					相談ができる機会が日常的にあることを保護者へ周知し対応している。	*5 保護者との面接・相談に必要な専門職の技術 受容:子どもや保護者のあるがままの現実(思想・態度・行動を含む)を、そのまま無条件に受け入れることです。 共感:保護者が見たり、考えたり、感じたりしていることについて、保育士が、保護者の立場から理解を深めることです。 傾聴:面接において保護者のペースで話してもらうようにし、ただ聞いているだけではなく、あいづちを打ったり、一生懸命聞いていることが保護者に伝わるようにすることです。【出典:社会福祉用語辞典 第3版】
					相談を受けたことは必ず記録に残し管理している。	
					面接・相談を受けた時には、受容、共感、傾聴 ^{*5} 、非審判的態度 ^{*6} に配慮している。	
		4) 地域の子育て支援の状況を把握しているか。	①地域の子育て家庭を対象とする取り組みが行われているか。		子育て相談に応じられる人材を確保し、子育て相談をいろいろな方法で行っている。(電話、FAX、訪問、来施設、メールなど)	
					施設を交流スペースとして開放したり、集いの場を設けている。	
					育児情報の提供を行っている。(育児相談、掲示板、ホームページなど)	
					育児講座や講演会など開催している。	
2 権 利 擁 護		1) 家族が子どもの人権 ^{*7} を守っていることを把握しているか。	①家族からの虐待行為がないかを把握しているか。		地域の子育てサークルに対し助言や情報提供を行っている。	*6非審判的態度 保育専門職が自分の価値観や倫理的判断によって、子どもや保護者の行動や態度を批判したり、問題の発生原因について審判や非難しないことです。 *7 子どもの人権 子どもの人権及び家族からの虐待行為の把握について、Ⅱ「子どもの全体像を捉える」参照。
					子どもの生命の保持、情緒の安定が、家庭で確保されていることを把握している。	
					家族に、虐待相談が出来る機会が日常的にあることを周知し、対応している。	
					子どもの低体重、低身長などの発達の状況や不自然な外傷等の状況を把握している。	
					子どもの情緒面や行動の状態(表情の乏しさや多動、不活発等)の状況を把握している。	
					子どもの養育状況(不潔な服装や体で登園する等)を把握している。	

IV.関係機関、多職種との連携をとらえる

チェック欄：チェック項目全体を通しての現状を把握する。
◎ 実施できている
○ ほぼ実施できている
レ 今後実施予定

現状把握欄：評価のポイントに対して、園や保育専門職自身の現状を把握(チェック)する。
★ 強み(園や保育専門職自身が力を入れて取り組んでいる。特化して頑張っている。)
◎ 実施できている。
＊ 今後の課題・目標(今後取り組んでいきたい。今後取り組みが必要。)

大	チェック欄	チェック項目	チェック項目の説明	現状把握	評価のポイント	言葉の意味・ワンポイント・参考例
1 関係機関・多職種の活用		1)関係機関などの必要な情報を収集しているか。	①保育教育施設の役割を果たすため、地域の関係機関と連携し、地域の福祉・子育てニーズの把握に努めているか。		地域の関係機関と連携し、地域の福祉・子育てニーズ ^{*1} の把握に努めている。	*1 ニーズ 一般的には生存や幸福、身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な欲求の充足を求めるという意味です。「社会福祉用語辞典第3版」
		2)関係機関などの機能、役割を把握し連携や交流をしているか。	①関係機関、多職種 ^{*2} などの役割を知り連携体制を整えているか。		収集した情報を保育専門職等に周知し、共有している。	*2 関係機関、多職種との連携 福祉関係(児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、家庭児童相談室)、保健関係(保健所、市町村保健センター等)、医療関係(小児科、各種専門病院、休日夜間外来、救急病院、療育センター等)、保育関係(保育所、ファミリーサポートセンター、等)、教育関係(幼稚園、認定こども園、学校、教育委員会、教育相談所等)、司法、警察関係(家庭裁判所、弁護士、警察等)、その他、自治体、NPO、各種ボランティア等との連携をさします。
					保健・医療・福祉・教育・法律・司法等の役割や連携方法を把握している。	
					子どものための関係機関と連携した取り組み ^{*3} を行っている。	
					自治体の所轄課や保健センター、保健師などと連携を図っている。	
			②地域や地域住民の役割を知り連携体制を整えているか。		自治体の家庭児童相談室、DV担当、特別支援関連施設などと連携を図っている。	*3 連携した取り組み 自園だけで対応しようとせず、関係する関係機関の担当者と情報を共有し、それぞれの専門職の役割から必要な支援を考えることです。 *4 定期的な交流 年間を通じて計画的に行われることです。
					地域や地域住民と災害時などの協力体制がある。	
					自治会や地域の団体と連携した取り組みを行っている。	
					民生委員・児童委員、主任児童委員と連携した取り組みを行っている。	
					未就園児の保護者等と連携した取り組みを行っている。	
			③小学校や他の保育教育施設との連携や交流の機会があるか。		保幼小担当者が、小学校や他の保育教育施設と行事等で交流するための連絡調整をしている。	*5 ボランティア 参加者の任意による援助活動をさします。無償性、善意性、自発性に基づいて、技術援助、労力提供を行う民間奉仕者のことです。正規的教育活動ではない保育者養成所の学生、中学、高校のクラブ活動も含みます。ボランティアの受け入れに関しては、その人の持っている個性や、特徴を発揮できる環境を整えることが必要で、受け入れ体制としては、担当を明確にして、オリエンテーションや反省会の実施、記録、手引書等の整備、ボランティアの希望を聞く機会を作ることが求められます。
					小学生と行事などで定期的 ^{*4} に交流する機会を設けている。	
					地域の小学校教員と定期的な関わりや交流、交換実習、参観等があり、子どもの育ちの連続性を共通理解している。	
					他の保育教育施設との子どもの交流や職員の交流がある。	
			④地域の住民に対し、保育教育について理解を得るための取り組みを行っているか。		近隣の住民とに挨拶や声掛けをしている。	*6 専門職 相談援助職員(児童福祉士、社会福祉主事、家庭相談員等)、直接援助職員(保育士、保育教諭、教諭、児童指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、母子指導員等)、各領域の専門職員(心理判定員、保健師、看護師、医師、栄養士、理学療法士等)管理専門職員(児童相談所長、児童福祉施設長等)をさします。
					近隣の住民が施設の行事への参加、日常の保育教育活動への参加交流の機会がある。	
					地域に対するボランティア ^{*5} 活動を施設ぐるみで実施している。	
					地域に迷惑のかかる行事や違法駐車で交通混雑や事故が生じないよう保護者等へ注意を呼び掛けるとともに、近隣の住民にも理解と協力を求めている。	
		⑤ボランティア、保育体験、実習生の受け入れを行っているか。			ボランティア、保育体験、実習生の受け入れは、それぞれの意義や方針が保育専門職や保護者に周知され理解されている。	*7 自己決定 子どもや保護者自らの意思で自らの方向を選択する事をいいます。自己決定の原則は、自身の人格を尊重し、自らの問題は自らが判断して決定していく自由が理念に基づいています。しかし、無条件に自由があるのではなく、自己決定能力の有無や、「公共の福祉」に反しない限りといった制限つきで自己決定権があるというのが一般的な見方です。自己決定は子どもや保護者を支援の過程に積極的に参加させることが大切という意味で、子どもや保護者の「参加の原則」として表すこともできます。
					ボランティア、保育体験、実習生の受け入れについては、それぞれについて目的に応じたプログラムを提供している。	
					ボランティア、保育体験、実習生の受け入れ担当者が決められている。	
		3)連携の活用の仕方を理解しているか。	①情報の共有を行っているか。		定期的に専門職 ^{*6} が情報のやりとりが出来る機会、場がある。	*8 地域性 子どもや保護者が生活する基盤である地域、(小学校区等)の特性に応じた支援を提供することが必要という視点です。
					連携の際、保育教育施設でどのようなサービスを提供できるか。関係機関に情報を提供している。(会議の場、各種サークル活動、広報活動、ホームページ等の利用。)	
					連携に必要な情報とは、支援の目的に合った最低限度の情報であり、情報収集が目的でないと理解している。	
			②子どもや保護者の意思を尊重し自己決定 ^{*7} の促しがあるか。		子どもや保護者の意思を尊重し、連携に関しての十分な説明を行う。	*9 利便性 実際に支援が受けられやすいかという視点です。(交通の便、受付時間が夜間に対応できるか。利用料、手続きの簡便さ、スタッフの対応等)
					関係機関との連携について、保護者の合意を得ている。保護者への事前説明では、専門用語は極力さけ分かりやすい言葉で内容を説明する。	
					定期的に保護者と話し合いの機会を持ち、意思や意向、不安なことなどの確認を行う。	
					話し合いの設定は保護者の参加しやすい時間を設定する。	*10 連携の評価と見直し 個別性に配慮しながら、支援によって子どもと保護者にどのような変化が見られたかを把握します。以下の点に留意し、次の支援に結びつけることが重要です。把握し記録すること(責任者は確認する) ・子どもや保護者の健康状態(精神的、肉体的)や満足度 ・子どもや保護者の個別事情や要望 ・子どもや保護者の情報や支援の状況(支援の進行情況、社会資源の活用状況) ・経過を把握するため個別事情の変化は修正、加筆を行う 配慮すべきこと ・子どもや家族の話をよく聞き、好み、希望、価値観、生活信条、文化的背景を理解する。 ・保護者の勤務状況や生活事情は様々であり、子どもの生活状況も多様であ
					子どもや保護者を取り巻く地域性 ^{*8} 、利便性 ^{*9} を考慮した支援を心がける。	
					最終的に保護者が自分で支援方法を選択できる力をつけることへの配慮をする。	
					支援方法の決定については保護者や子どもが自分で支援方法を選ぶことができるように、必要に応じて、意思決定に必要な情報を提供する。	
					日頃から保護者内で話し合う事の大切さを伝え、円滑に意思決定が行われるように援助する。	
					保護者が同じ悩みを持つ仲間との関係を作ることへの援助を行う。互いに励ましあい、情報を共有しながら問題を解決することの勇気づけを行い、指示する。	
			③形式的でない柔軟な連携を行っているか。		日頃から地域の話し合い、自治会活動に参加することで、地域の人びととのつながりをもつ。	・子どもや家族の話をよく聞き、好み、希望、価値観、生活信条、文化的背景を理解する。 ・保護者の勤務状況や生活事情は様々であり、子どもの生活状況も多様であ
					各機関のいつ、どこに行けば、誰がいて、どの様な支援が受けられるかを日頃から知っておく。	
					連携の事例について、必要に応じて話し合い、関係機関、多職種の役割を決め、支援の方向を確認しあう。	

					定期的な会議の他に、日頃から電話、FAX、インターネットを利用した連絡の方法がある。ただし個人情報保護には気を付ける。	ることを認める。 ・直接援助を受ける子どもや保護者の変化を見逃さず、常に子どもや保護者の視点に立った支援を心がける。 ・会議では、子どもや保護者の個別性に関する情報を専門職間で共有する。状況の変化を関係機関に報告し、支援の見直しに生かす。 【参考:子ども虐待対応の手引き(厚生労働省)第11章 関係機関との連携の実際】
					他機関からの問い合わせ、連絡に対して担当を決め、継続して担当する体制がある。 担当者がいない場合のため、補助の担当者がいて、いつでも対応する事ができる。	
			④連携の評価を行い、見直し ^{*10} を行っているか。		連携の状況や結果を必要に応じて確認していくことで、随時支援計画、支援方法の見直し、支援の改善を行っている。	
2 権 利 擁 護		1) 子どもや保護者の利益、権利に配慮した連携を行っているか。	①関係機関などが子どもと家族の利益、権利を守るための配慮 ^{*11} を行っているか。		子どもと家族が持つ権利について理解している。	
					子どもや家族の権利と人権保障のために迅速な連携を図っている。	*11 子どもと保護者の利益、権利を守る 虐待、家庭内暴力(DV)が疑われる子どもや家族の権利の危機が起きた場合、嘱託医、地域の児童相談所、福祉事務所、民生委員、児童委員、保健所、市町村保健センター等要保護児童対策連絡協議会(子どもを守るネットワーク)との連携を速やかに図ることが大切です。連携に関しては、子どもと家族が持つ権利に対して十分な配慮が必要になります。【参考:子ども虐待対応の手引き(厚生労働省)第11章 関係機関との連携の実際】
					保護者がどのようなサービスを必要としているか、関係機関、多職種、地域、行政に対して保護者と子どものニーズを代弁する役割を担う対応をしている。	